

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4松地環第1号
令和4年8月18日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社フロンティア・スピリットE・P・S 代表取締役 横沢 英樹 長野県塩尻市金井731番地3
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の変更許可
条例第33条 ①廃棄物の処理施設の設置の場所	○金属くずの切断・圧縮施設 長野県塩尻市金井731番地3 ○廃石膏ボードの破碎施設 長野県塩尻市金井730番地1、731番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設 長野県塩尻市金井730番地1、731番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設 長野県塩尻市金井730番地1、731番地1
②廃棄物の処理施設の種類	○金属くずの切断・圧縮施設 ○廃石膏ボードの破碎施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設
③処理を行う廃棄物の種類	○切断・圧縮する産業廃棄物 金属くず ○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) ○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ○圧縮する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃

		<p>プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	
④廃棄物の処理施設の処理能力		<p>○金属くずの切断・圧縮 77.52 t/日 (9.690 t/h : 8時間稼働)</p> <p>○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)の破砕 120.0 t/日 (15 t/h : 8時間稼働)</p> <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 18.4 t/日 (2.3 t/h : 8時間稼働) ・紙くず 22.4 t/日 (2.8 t/h : 8時間稼働) ・繊維くず 8.0 t/日 (1.0 t/h : 8時間稼働) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 34.4 t/日 (4.3 t/h : 8時間稼働) <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 96.9 t/日 (12.11 t/h : 8時間稼働) ・紙くず 83.0 t/日 (10.38 t/h : 8時間稼働) ・繊維くず 39.9 t/日 (4.99 t/h : 8時間稼働) ・金属くず 220.1 t/日 (27.52 t/h : 8時間稼働) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 194.8 t/日 (24.35 t/h : 8時間稼働) 	
⑤変更の概要(変更許可等の場合)		<p style="text-align: center;">新</p> <p>○破砕・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず</p> <p>○乾燥する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)</p> <p>○造粒固化する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏粉に限る。)</p> <p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、<u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u></p> <p>○切断・圧縮する産業廃</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>○破砕・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず</p> <p>○乾燥する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)</p> <p>○造粒固化する産業廃棄物 汚泥(無機性のものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏粉に限る。)</p> <p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)</p> <p>○切断・圧縮する産業廃</p>

		<p>棄物 金属くず</p> <p>○圧縮する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p>棄物 なし</p> <p>○圧縮する産業廃棄物 なし</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第33条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県塩尻市金井 730 番地 1、731 番地 1	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破砕施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	18.4 t / 日 (2.3 t / h : 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条例第33条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 塩尻市金井地区、勝弦地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2の1(5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 塩尻市長 塩尻市金井地区・勝弦地区に住居若しくは居住又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農林漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 金井地区：令和4年10月6日(木)午後7時から 勝弦地区：令和4年10月18日(火)午後7時から (場所) 金井地区：塩尻市大字金井90 金井区公民館 勝弦地区：塩尻市大字北小野48 塩尻市北小野支所	
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 松本地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和4年8月19日(金)～令和4年9月20日(火) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
-----------	----	----	---------	----	---------

○	第 34 条	○第 32 条第 2 項の関係市町 村長 ○第 33 条第 2 項の関係住民 ○事業計画概要書について 生活環境保全上の見地か ら意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住 民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計 画の概要に関する説明会 の開催日時及び場所	12 号	提出期限 令和 4 年 9 月 20 日 (火) 提出先 〒390-0852 松本市島立 1020 長野県松本地域振興 局環境・廃棄物対策課
---	--------------	---	---	---------	---

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番 (折込可) とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。